

# 野辺地サッカークラブ

## 規 約

(名称及び所在地)

第1条 本団体(チーム)は、野辺地サッカークラブ(以下本チーム)と称し、本チームの事務局は代表者指定の場所におく。

(目的)

第2条 本チームは、サッカーを通して心身ともに健全な人格形成を促し、地域の少年少女のサッカーレベルの向上と、ひいては日本サッカー界の発展に寄与することを目的とする。

(入会資格)

第3条 本チームへの入会資格は、本チームの目的に賛同する者であって、本チームに適すると認めた者とする。

(入会手続)

第4条 本チームに入会を希望する者は、毎年行う募集時期に必要な事項を申込用紙に記入し、事務局へ提出すること。

(退会手続)

第5条 本チームを退会希望する者は、事務局に申し出て、所定の退会届に必要な事項を記入の上、事務局へ提出すること。

(入会金及び年会費及、月会費)

第6条 入会者は、キッズ(幼稚園児・保育園児・小学1年生)と小学生(2年生～6年生)に費用形態を区別する。入会するものは全て入会金として初回入会時に1回5,000円を収める。又、キッズは年会費8,000円とし、月会費は無料とする。小学生は年会費を無料とし、月会費を2,000円とする。

- (1) 一旦納入した年会費及び月会費は原則として返還されない。
- (2) 退会届を提出した後の月会費については、次回から納入しなくてよい。
- (3) 入会者の兄弟又は、姉妹が入会される場合、2人目からの会費を

キッズの年会費は6,000円、小学生の月会費を1,500円に割引する。

(指導方針)

第7条 本チームは次の事項を指導方針とする。

- (1) 勝利至上主義ではなく、入会者1人1人の個人力の向上を第一の目的とし、サッカーのプレーを通して自主的に創意工夫・判断力を発揮できる様に指導・育成する。
- (2) フェアプレーを身につけさせ、サッカーに関わる全てに尊敬・感謝の精神をもたせる。

(遵守事項)

第8条 入会者は次の事項を遵守するものとする。

- (1) 入会の際、規定の「承諾書」を事務局へ提出すること。
- (2) 本規約に定める「指導方針」ならびに各指導者の指示に従うこと。
- (3) 入会者は原則として本チームへ登録するものとし、他団体との二重登録は認めない。

(練習期間)

第9条 本チームの練習期間は、毎年4月から3月までとする。ただし、天候、練習場等にやむを得ない事由が発生した場合は休むことがある。

(保険)

第10条 入会者は、入会と同時にスポーツ障害保険に加入しなければならない。

- (1) 費用負担は入会者とするが、費用は年会費及び、月会費に含まれている。
- (2) 加入手続きは本チームが一括代行する。

(負傷時の処置)

第11条 入会者が練習及び試合時に負傷した場合、本チームが応急処置をする。ただしその後の治療・入院・通院等については入会者負担とする。

( 除 名 )

第12条 入会者が次の事項に該当した場合は除名することがある。

- (1) 本規約に違反したと認められるとき。
- (2) 本チームの名誉と品格を著しく毀損したと認められるとき。
- (3) 会費を相当期間納入しないとき。

( 閉 鎖 )

第13条 本チームは天災地変・社会情勢の変化・その他本チームの継続が困難とする事由が生じたときは、入会者へ通達することにより、無条件に閉鎖することができる。

( 免 責 )

第14条 入会者は、本チームにおける盗難・障害・その他の事故について、本チーム等に対してなんら損害賠償を請求しない。

( 協 議 )

第15条 本規約に定めていない事項については代表者及び指導者によって決定することとする。

( 付 則 )

第16条 本チームは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めない事項については細則を定めることができる。